

# 対象となる事業者

中小企業者であること(2者以上の共同申請も可)

製造業、建設業、運輸業等	資本金3億円以下、又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下、又は従業員数100人以下
サービス業	資本金5千万円以下、又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下、又は従業員数50人以下

資本金の額又は従業員数について政令で別途定める下記業種

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1) ゴム製品製造業           | 資本金3億円以下、又は従業員数900人以下  |
| 2) ソフトウェア業・情報処理サービス業 | 資本金3億円以下、又は従業員数300人以下  |
| 3) 旅館業               | 資本金5千万円以下、又は従業員数200人以下 |

企業組合、協業組合

事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

森林組合及び森林組合連合会

商工組合、商工組合連合会

商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

(構成員の2/3以上が中小企業者であること)

酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会  
(構成員の2/3以上が中小企業者であること)

鉱工業技術研究組合(構成員の2/3以上が中小企業者であること)